

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和5年1月5日認可した。

令和5年1月13日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名
高松東南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中下所地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下檀原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南川西地区
〃	集落営農推進生産基盤整備事業（農道事業）上沖地区
平池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）平池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上神宮寺地区